



平成 25 年 8 月 23 日

土地・建設産業局地籍整備課

全国の地籍調査実施状況について（平成 25 年 3 月末時点） ～地方公共団体ごとの地籍調査の進捗率を公表します～

平成 25 年 3 月末時点における全国及び地方公共団体の地籍調査の進捗率を取りまとめましたのでお知らせします。結果は、地籍調査ウェブサイト (<http://www.chiseki.go.jp/index.html>) からご覧いただくことができます。

1. 事業の概要

地籍調査とは、国土調査法に基づき、主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。

地籍調査は国土調査法が制定された昭和 26 年から行われています。昭和 37 年には国土調査促進特別措置法が制定され、国土調査事業十箇年計画に基づき計画的な調査が行われるようになりました（現在の第 6 次国土調査事業十箇年計画は、平成 22 年に閣議決定）。

2. 全国の地籍調査実施状況

平成 25 年 3 月末現在、地籍調査の進捗率は全国で 50% となっています（別紙 1）。地域区分別に見ると、土地が細分化され権利関係が複雑な都市部（DID）や高齢化が進んでいる山村部（非 DID: 林地）において進捗率が低くなっています（それぞれ 23%、43%）。

3. 地域ごとの地籍調査実施状況

都道府県ごとの地籍調査の進捗率は、別紙 2 のとおりで、8～99% とかなりのばらつきがあります。これは、地方公共団体の予算や人員に制約があること等が背景になっています。

また、市区町村ごとの進捗率は、地籍調査ウェブサイトに掲載しています。あわせて、お住まいの地区の地籍調査が実施済みかどうか分かる地籍調査実施地区を示した地図も掲載しています（平成 23 年度末時点の状況について、各市区町村からの情報を基に作成）。

〈問い合わせ先〉

土地・建設産業局地籍整備課

課長補佐 檜山 （内線 30-522）

係長 下野 （内線 30-524）

（代） 03-5253-8111 （直） 03-5253-8384 （FAX） 03-5253-1580